

諸外国の医療施設における施設基準・人員配置基準に関する研究

主任研究者

笥 淳夫（国立医療・病院管理研究所）

厚生科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）

総括研究報告書

諸外国の医療施設における施設基準・人員配置基準に関する研究

主任研究者 笥 淳夫 国立医療・病院管理研究所室長

研究要旨 本研究は、医療施設の施設基準と職員の人員配置基準を見直すための、基礎的資料を整理することを目的として実施した。その一環として諸外国の基準を参照するべく、ドイツ及びフランスにおける医療施設に対する基準の有無、また現状のデータを明らかにすることができた。

A. 研究目的

本研究は、良質な医療を提供するために、医療施設の施設環境と職員の人員配置基準を見直すための基礎的資料を整理することを目的として実施した。わが国の医療施設の施設基準と人員配置基準は昭和23年に定められた医療法によって規定されており、現在のように医療施設が多様な役割を担って機能分化して行くなかで、再検討が必要となっている。そこで、これからの検討の基礎的な資料として諸外国の施設基準と人員配置基準の現状を把握する必要がある。

B. 研究方法

本研究の研究成果を得るために、平成10年8月31日から平成10年9月9日にかけて、ドイツおよびフランスにおいて、ドイツ国保健省及びフランス国雇用・連帯省でのヒアリング調査、およびデータの入手を行うために現地調査を実施した。その際、各国において同時にヒアリング調査を実施した対象は以下の

通りである。

●ドイツ国

- (1) AOK（一般地区疾病金庫）連邦連合会
- (2) ノルトライン・ヴェストファーレン州労働・保健・社会省保健局
- (3) ドイツ病院協会

●フランス国

- (1) ANAES（国立衛生機能評価機構）
- (2) フランス私立病院連合

この調査において得られたデータをもとに、本研究においては、以下の8項目について有無、内容などを「国・連邦レベル」、「州レベル」、「民間団体、医師会等のガイドラインレベル」、「医療保険レベル」、「統計レベル」の計5つのレベルにおいて調査・分析して整理した。

- (1) 医療施設の分類・定義
- (2) 病床の分類・定義
- (3) 人員配置基準
- (4) 人員配置の統計データ
- (5) 構造設備基準（病室面積、廊下幅、必要

施設など)

(6) 構造設備の統計データ

(7) 平均在院日数の定義・算定式及び算定の目的(保険支払い等)

(8) 平均在院日数の統計データ

### C. 結果

各国別の調査結果は以下の通りである。

#### ●ドイツの場合

(1) 医療施設の分類・定義: 連邦法上病院は一般病院、その他の病院、連邦国防軍病院の3種類に分かれており、それとは別に予防・リハビリテーション施設が定められている。また通称的分類においても一般病院、精神病院、リハビリテーション病院、専門病院に分けられるのが一般的であり、やはり一般病院の中から入院が長期にわたるリハビリテーション病院や精神病院がはずされている。

(2) 病床の分類・定義: 定められていない

(3) 人員配置基準: ドイツの場合、人員配置基準は1992年に定められ実施されていた看護要員規定は1996年に中止され、1997年に廃止された。それは、「当初の見込み以上の要員増が達成されたから」「個々の病院の実状に適合しているかどうか疑問が生じたから」「公的な関与を少なくし当事者の自己責任を強化するため」などの理由による。精神病床に関しては各患者ごとに必要な1週間分の以下の治療・看護時間を規定している。「医師による治療」、「看護婦による看護」、「心理学修士のカウンセリング」、「エルゴセラピー」、「運動療法」、「社会心理学のカウンセリング」。一般病床の看護要員規定及び

精神科の人員配置規定ともに、夜勤時の業務量、夜勤体制、州の労働時間、休憩などの条件が各病院ごとに異なるために、必要な人員量を一律に算定することは不可能である。

(4) 人員配置の統計データ: 病院に勤務している総看護婦数は1996年で100床あたり58.85人である。

(5) 構造設備基準: ノルトライシ=ヴェストファーレン州の病院建築政令では、個室の面積は10㎡以上、多床室の場合は1床あたり8㎡以上と定められている。また廊下幅は人のみを通る廊下の場合1.5m以上、ベッドが通る廊下の場合2.25m以上となっている。

(6) 構造設備の統計データ: ノルトライシ=ヴェストファーレン州の調査によると2床室で1床あたり9.27㎡、3床室で1床あたり7.99㎡である。

(7) 平均在院日数の定義・算定式及び算定の目的: 連邦政府の統計局が計算をしており、毎年1年を期間として全病院を対象として調査を行っている。計算方法は以下の通りである。
$$\text{延入院患者数} / ((\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) / 2)$$

(8) 平均在院日数の統計データ: 1996年のデータでは、病院全体の平均在院日数は11.4日であり、一般病院だけでは10.8日となっている。

#### ●フランスの場合

(1) 医療施設の分類・定義: 国の法律により「病床を持つ医療施設」「病床を持たない医療施設」「中期療養施設」「長期療養施設」の4施設に大きく分かれる。「病床を持つ医療施設」は公的病院サービスを実施している

HopitalとそうでないChiniqueの2つに分けることができる。前者のHopitalは公的施設の民間施設に分けることができ、公的施設は「地域病院センター」「病院センター」「地区病院」「精神病院センター」「その他」に、民間病院は「短期入院施設」「リハビリテーション及び長期療養施設」「精神病院」「その他薬物中毒、アルコール中毒施設」「在宅看護及び在宅透析の施設」に分けられる。

(2) 病床の分類・定義：特に定められていないが、統計資料上は「一般急性期（内科、外科、産科）」「リハビリテーション」「長期療養」「精神科」「薬物及びアルコール中毒」に分けて記されている。

(3) 人員配置基準：民間病院だけを対象として看護職の基準が定められている。内科施設では夜間を含めて1日あたりで8床あたり1人の国家資格看護婦が必要とされている。夜間の最低基準は80床あたり1人以上、40床あたり1人以上の国家資格看護婦が必要となっている。外科系施設では夜間を含めて1日あたりで、5床あたり1人の国家資格看護婦が必要とされている。

(4) 人員配置の統計データ：公立病院で働いている常勤看護職員数（看護婦のみ）を公立病院の病床数で割ることにより求めると1995年で100床あたり57.99人となる。

(5) 構造設備基準：私立病院を対象とした基準において、個室の面積が9㎡以上、2床室が17㎡以上、3床室が24㎡以上、4床室が30㎡以上、5床室が36㎡以上、6床室が42㎡以上などと決められている。

(6) 構造設備の統計データ：存在しない

(7) 平均在院日数の定義・算定式及び算定の目的：公的病院においては実際の入院日数を総合入院件数で除して求めている。

(8) 平均在院日数の統計データ：1995年の資料によると公立病院の平均在院日数は一般急性期病床で6.1日、リハビリテーション病床で32.3日、長期療養病床で507.3日となっている。

#### D. 考察

すなわち、まず医療施設の分類においては、急性期の医療を提供している施設を中心に医療施設の体系が組まれているために、日本のそれとは直接的に比較ができないことが明らかとなった。人員配置基準についてはドイツが一時期看護婦の要員数を定めていたものの、現在ではそれを廃止しており、フランスも含めて必要数を各病院が独自に確保しているので、日本のように国全体として医療施設が必要とする最低基準を設けてはいない。構造設備基準については、ドイツが州レベルで決めているところがあるものの、全国レベルでの基準はなく、フランスも一部の市立病院をのぞけば同様である。

#### E. 結論

これらをまとめてみると、各病院に対する仕様規定としての施設基準が非常に緩い、もしくは無いのが一般的であり、人員配置や面積基準といった仕様をそろえることが問題ではなく、ある仕様のもとで行われた医療行為の質を評価することが重要であると考えられる。

F. 研究発表

予定なし

G. 知的所有権の取得状況

予定なし

# ドイツ国の医療施設基準

【医療施設の分類・定義】

	医療施設の分類・定義
国 連邦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦法上（統計上） 病院                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一般病院</li> <li>大学病院</li> <li>計画病院</li> <li>契約病院</li> <li>その他病院</li> <li>その他病院（精神など）</li> <li>連邦国防軍病院</li> </ul> </li> <li>・ 予防・リハビリテーション施設</li> <li>・通称的分類（法的根拠無し）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一般病院</li> <li>精神病院</li> <li>リハビリテーション病院</li> <li>専門病院（整形外科，泌尿器科など）</li> </ul> </li> <li>・設立主体別                             <ul style="list-style-type: none"> <li>公立病院：連邦・州・市町村・市町村連合</li> <li>公益病院：財団・宗教団体</li> <li>私立病院：連邦営業法第 30 条にて認可</li> </ul> </li> </ul>
根拠・出典等	連邦保健省
州	分類していない
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州労働・保健・社会省保健局
民間団体 医師会等の ガイドライン	分類していない
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の支払い上 認可病院：保健診療を行っている病院 非認可病院 認可病院は以下の 3 つに分けられる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大学建設促進法によって建設される大学病院</li> <li>②州の病院計画法に基づいて造られる病院</li> <li>③州と契約を結んだ病院</li> </ul> </li> </ul>
根拠・出典等	連邦保健省
統計上 （OECD 報告数 値等）	「連邦」に同じ
根拠・出典等	連邦保健省

ドイツ国の医療施設基準

【病床の分類・定義】

	病床の分類・定義（特にリハビリの扱い）
国 連邦	定めていない
根拠・出典等 州	連邦保健省 定めていない
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州労働・保健・社会省保健局
民間団体 医師会等の ガイドライン	定めていない
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	定めていない
根拠・出典等	連邦保健省
統計上 （OECD 報告数 値等）	定めていない
根拠・出典等	連邦保健省

【人員配置基準】

	医療従事者（医師・看護婦・薬剤師）の人員配置基準 （病床数や対象患者による差は設定されているのか、守られなかった場合にはペナルティーがあるのか）
国 連邦	<p>●一般病床 1996年看護要員規程を中断（1997年廃止） ・当初の見込み以上の要員増が達成された ・個々の病院の実状に適合しているかどうか疑問 ・公的な関与を少なくし当事者の自己責任を強化するため</p> <p>●精神病床 患者毎に必要な1週間分の下記の治療・看護時間を規定（日勤時分のみ）</p> <p>①医師による治療 ②看護婦による看護 ③心理学修士のカウンセリング ④エルゴセラピー ⑤運動療法 ⑥社会心理学のカウンセリング</p> <p>一般病床の看護要員規程及び精神科の人員配置規程ともに夜勤時の業務量、夜勤体制、週の労働時間、休暇など病院毎に条件が異なるために必要な人員量を算定することは不可能</p>
根拠・出典等	看護要員規程 精神科の人員配置規程
州	定めていない
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州労働・保健・社会省保健局
民間団体 医師会等の ガイドライン	定めていない
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	定めていない
根拠・出典等	AOK 連邦連合会
統計上 （OECD 報告数 値等）	定めていない
根拠・出典等	連邦保健省

ドイツ国の医療施設基準

【人員配置の統計データ】

	医療従事者の人員配置の統計データ (病棟・病床種別毎, 人員配置と平均在院日数の関係など)
国 連邦	病院の看護婦数: 1991年 48.99/100床 1992年 51.21/100床 1993年 52.93/100床 1994年 55.38/100床 1995年 57.55/100床 1996年 58.85/100床
根拠・出典等	連邦保健省
州	調査データ無し
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州労働・保健・社会省保健局
民間団体 医師会等の ガイドライン	調査データ無し
根拠・出典等	ドイツ病院協会資料
医療保険	調査データ無し
根拠・出典等	AOK 連邦連合会
統計上 (OECD 報告数 値等)	「連邦」に同じ
根拠・出典等	連邦統計局

## 【構造設備基準】

	構造設備基準（病室面積、廊下幅、必要施設など） （病床数や対象患者による差は設定されているのか、 守られなかった場合のペナルティーはあるのか）
国 連邦	定めていない
根拠・出典等	連邦保健省
州	病室 個室 : 10 m <sup>2</sup> 以上 多床室 : 8m <sup>2</sup> /床以上 廊下幅 人のみを通る廊下 : 1.5m ベッドを通る廊下 : 2.25m 必要諸室 なし
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州の病院建築政令
民間団体 医師会等の ガイドライン	定めていない
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	定めていない
根拠・出典等	AOK 連邦連合会
統計上 （OECD 報告数 値等）	定めていない
根拠・出典等	連邦保健省

## 【構造設備の統計データ】

	構造設備に関する統計データ
国 連邦	調査データ無し
根拠・出典等 州	連邦保健省 病室面積 3床室 7.99 m <sup>2</sup> /床 2床室 9.47 m <sup>2</sup> /床
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州の独自調査
民間団体 医師会等の ガイドライン	調査データ無し
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	調査データ無し
根拠・出典等	AOK 連合連合会
統計上 (OECD 報告数 値等)	調査データ無し
根拠・出典等	連邦保健省

【平均在院日数の定義】

	<p>平均在院日数の定義・算定式及び算定の目的（保険支払い等）                  上記平均在院日数の調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象施設</li> <li>・ 全数調査か抽出調査か</li> <li>・ 調査期間</li> </ul>
国 連邦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全数調査</li> <li>・ 毎年、1年を調査期間としている。</li> <li>・ <math>\text{延入院患者数} / ((\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) / 2)</math></li> </ul>
根拠・出典等	連邦統計局
州	調査していない
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州労働・保健・社会省保健局
民間団体 医師会等の ガイドライン	調査していない
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	各州の疾病金庫で計算をしている
根拠・出典等	AOK 連邦連合会
統計上 (OECD 報告数 値等)	「連邦」に同じ
根拠・出典等	連邦統計局

ドイツ国の医療施設基準

【平均在院日数の統計データ】

	平均在院日数の統計データ (病棟・病床種別毎, 人員配置と平均在院日数の関係など)
国 連邦	病院全体：11.4日 一般病院：10.8日 計画病院：10.8日
根拠・出典等	連邦統計局
州	調査していない
根拠・出典等	Nordrein-Westfalen 州労働・保健・社会省保健局
民間団体 医師会等の ガイドライン	調査していない
根拠・出典等	ドイツ病院協会
医療保険	各州の疾病金庫で計算をしている
根拠・出典等	AOK 連邦連合会
統計上 (OECD 報告数 値等)	「連邦」に同じ
根拠・出典等	連邦統計局

## フランス国の医療施設基準

【医療施設の分類・定義】

	医療施設の分類・定義
国連邦	<p>1. 病床を持つもの（雇用・連帯省が実施している統計による分類）</p> <p>1.Hopital（公的病院サービスを実施している施設）</p> <p>1-1.Public</p> <p>1-1-1.Centre hospitalier regional(C.H.R.) 地域病院センター：Code de la sante publique で定義</p> <p>1-1-2.Centre hospitalier(C.H.) センター病院：Code de la sante publique で定義</p> <p>1-1-3.Hopital local(H.L.) 地区病院：Code de la sante publique で定義</p> <p>1-1-4.Centre hospitalier specialise en psychiatrie(C.H.S.) 精神病院センター</p> <p>1-1-5.Autre etablissement その他</p> <p>1-2.Prive</p> <p>1-2-1.Etablissement de soins de courte duree 短期入院施設</p> <p>1-2-2.Etablissement de soins de suite et readaptation, etablissement de soins de longue duree リハビリテーション及び長期療養施設</p> <p>1-2-3.Hopital psychiatrique prive faisant fonction de public(H.P.P.) 精神病院（Hopitalの一部：公的病院サービスを実施している）</p> <p>1-2-4.Autre etablissement de lutte contre les maladies mentales, les toxicomanies et l'alcoolisme その他薬物中毒やアルコール中毒の施設</p> <p>1-2-5.Traitements et soins a domicile, dialyse ambulatoire 在宅看護及び在宅透析の拠点</p> <p>2.Clinique（Priveのみ）</p> <p>2. 病床を持たないもの</p> <p>1.Cabinet</p> <p>3. Centre et Unite de moyen Sejour（中期療養施設） 医療施設ではないが社会保険の対象施設</p> <p>4. Centre et Unite de long Sejour（長期療養施設） 医療施設ではないが社会保険の対象施設</p>
根拠・出典等	Code de la sante publique, S.A.E.
23 地区	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省
民間団体 医師会等の ガイドライン	定めていない
根拠・出典等	フランス私立病院連合
医療保険	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省
統計上 （OECD 報告数 値等）	「国」に同じ
根拠・出典等	Code de la sante publique, S.A.E.

【病床の分類・定義】

	病床の分類・定義 (特にリハビリの扱い)
国・連邦	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省
23 地区	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省
民間団体 医師会等の ガイドライン	定めていない
根拠・出典等	フランス私立病院連合
医療保険	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省
統計上 (OECD 報告数 値等)	一般急性期 (内科, 外科, 産科) リハビリテーション 長期療養 精神科 薬物及びアルコール中毒
根拠・出典等	S.A.E.

フランス国の医療施設基準

【人員配置基準】

	医療従事者（医師・看護婦・薬剤師）の人員配置基準 （病床数や対象患者による差は設定されているのか、守られなかった場合にはペナルティーがあるのか）
国 連邦	私立病院を対象 内科施設：1 IDE（国家資格看護婦）／8床 外科施設：1 IDE／5床 （基準の遵守を確実にするため20%の増加が必要）
根拠・出典等	フランス私立病院連合からの資料
23 地区	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省
民間団体 医師会等の ガイドライン	定めていない
根拠・出典等	フランス私立病院連合からの資料
医療保険上	定めていない
根拠・出典等	フランス私立病院連合からの資料
統計上 （OECD 報告数 値等）	定めていない
根拠・出典等	雇用・連帯省

【人員配置の統計データ】

	医療従事者の人員配置の統計データ (病棟・病床種別毎、人員配置と平均在院日数の関係など)
国 連邦	<p>Publicの常勤換算看護職数</p> <p>看護婦 : 193,406人</p> <p>看護助手 : 154,455人</p> <p>入院サービス担当者 : 76,645人</p> <p>助産婦 : 5,971人</p> <p>(Publicの病床数: 333,470)</p> <p>Publicの病床100床あたりの常勤換算看護職数</p> <p>看護婦 : 57.99人</p> <p>看護助手 : 46.31人</p> <p>入院サービス担当者 : 22.98人</p> <p>助産婦 : 1.79人</p> <p>Priveの常勤換算看護職数</p> <p>看護婦 : 59,477人</p> <p>看護助手 : 43,226人</p> <p>入院サービス担当者 : 31,166人</p> <p>助産婦 : 2,782人</p> <p>(Publicの病床数: 182,891)</p> <p>Priveの病床100床あたりの常勤換算看護職数</p> <p>看護婦 : 32.52人</p> <p>看護助手 : 23.63人</p> <p>入院サービス担当者 : 17.04人</p> <p>助産婦 : 1.52人</p>
根拠・出典等	雇用・連帯省
23 地区	調査していない
根拠・出典等	雇用・連帯省
民間団体 医師会等の ガイドライン	調査していない
根拠・出典等	フランス私立病院連合からの資料
医療保険	調査していない
根拠・出典等	雇用・連帯省
統計上 (OECD 報告数 値等)	「国」に同じ
根拠・出典等	雇用・連帯省

フランス国の医療施設基準

【構造設備基準】

	<p>構造設備基準（病室面積，廊下幅，必要施設など）                  （病床数や対象患者による差は設定されているのか，                  守られなかった場合のペナルティーはあるのか）</p>
<p>国 連邦</p>	<p>雇用・連帯省が推奨し指導している基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病室                     <ul style="list-style-type: none"> <li>個室（シャワー付）：17 m<sup>2</sup></li> <li>2床室：22 m<sup>2</sup></li> </ul>                     今後の改修，改築，新築においては2床室以下とし，できる限り個室化する．                 </li> <li>・廊下幅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1.8～2.0m</li> </ul> </li> <li>・必要諸室条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> </li> </ul> <p>Prive の病院に対して基準が定められている。                  外科系の病院及び Clinique，内科系の病院及び Clinique，                  療養所，リハビリテーション                  個室：9 m<sup>2</sup>以上，27m<sup>3</sup>以上                  2床室：17 m<sup>2</sup>以上，50m<sup>3</sup>以上                  3床室：24 m<sup>2</sup>以上，70m<sup>3</sup>以上                  4床室：30 m<sup>2</sup>以上，90m<sup>3</sup>以上                  5床室：36 m<sup>2</sup>以上，110m<sup>3</sup>以上                  6床室：42 m<sup>2</sup>以上，130m<sup>3</sup>以上                  などが定まっている。</p>
<p>根拠・出典等</p>	<p>雇用・連帯省の推奨値（かなり拘束力がある）                  フランス私立病院連合からの資料</p>
<p>23 地区</p>	<p>定めていない</p>
<p>根拠・出典等</p>	<p>雇用・連帯省</p>
<p>民間団体 医師会等の ガイドライン</p>	<p>定めていない</p>
<p>根拠・出典等</p>	<p>フランス私立病院連合</p>
<p>医療保険</p>	<p>定めていない</p>
<p>根拠・出典等</p>	<p>フランス私立病院連合からの資料</p>
<p>統計上 （OECD 報告数 値等）</p>	<p>定めていない</p>
<p>根拠・出典等</p>	<p>雇用・連帯省</p>